

ライセンス譲渡（名義変更）申請書

ライセンス譲渡（名義変更）は原則禁止事項です。IJCAD の使用許諾は、個人又は法人に対して認められたもので親子法人又は関連企業にまで使用許諾されていません。ここでの関連企業とは資本関係のある法人を指し、「企業売却」「合併」「買収」「分社化」「組合/合名会社の解散」の経緯による企業を含みます。インテリジャパンは、本申請書によりその使用許諾契約の制限を考慮し、ライセンスの譲渡の承認を検討いたします。なお、本ポリシーは予告なく変更される場合があります。

■申請条件

申請には、以下の要件すべてを満たす必要があります。了解の旨、□にチェックを入れてください。

- 譲渡対象の IJCAD がサブスクリプション又はメンテナンス・サブスクリプションに加入していること。
- 譲渡人および譲受人の両方が、本申請書に記名捺印または署名すること。
- 現在のライセンスが、譲渡人の名義で登録されていること。

■ライセンスの譲渡理由（以下の中から□にチェックを入れてください）

- 合併：新法人設立を伴う合併で、新規設立法人の全ての資産の所有権を得るとき。
- 買収：法人が他法人のソフトウェアライセンスを含む全ての資産を買い取るとき。
- 分社化：法人が子会社、部門、事業体（ビジネスユニット）又は施設を第三者に売却したとき、又は親会社から事業体（ビジネスユニット）又は施設を分離し独立した企業として運営を開始したとき。
- 組合/合名会社の解散：ライセンスが組合/合名会社の組合員/社員間のみで分配されるとき。
- 親子法人間でのライセンス譲渡：親会社から子会社又はその逆へライセンスを譲渡するとき

上記のいずれにも該当しない場合、お問い合わせください。

また、上記の条件が満たされた場合でも必ず申請が受理されることを保証するものではありません。

譲渡（名義変更）される製品（明確な活字でご記入下さい）※ライセンス数が多い場合は別紙に添付下さい。

※2024年2月1日以降販売する新製品にはライセンスキーが存在しないため、空欄でも構いません。

製品名	ライセンス形態	個数	CSNo.	シリアル番号	ライセンスキー

記名捺印者は、この申請情報が提出後に誤りまたは誤解を招いたことが発見された場合、インテリジャパンはライセンス譲渡（名義変更）についての同意を取消し、かつ該当ライセンスを終了する権利を留保していることを確認します。

	譲渡人の情報	譲受人の情報
法人名		
住所		
氏名		
部署名・役職		
電話番号		
e-mail アドレス		
記名捺印 又は自筆署名		